

(写)

日 E1月 11年08月平

新規取扱い 大賀

## 要 望 書

千葉県我孫子市

平成30年11月13日

復興大臣 渡辺博道 様

千葉県我孫子市長 星野順一郎



日頃より、我孫子市行政につきましては、格別のご配慮をいただき、厚く御礼  
申し上げます。

今般、新たな廃棄物処理施設の整備に関し、別紙により要望させていただ  
きますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 新たな廃棄物処理施設の整備に係る 震災復興特別交付税の交付期限の延長に 関する要望

我孫子市の廃棄物処理施設(焼却施設)は、昭和48年に設置後40年  
以上を経過し老朽化が進み、毎年大規模な修繕を行いつつ延命を図りながら  
稼働している状況にあります。

このような中、先の東日本大震災では、激しい揺れや地盤の液状化によっ  
て、市内各地で家屋や生活基盤施設、公共施設等に大きな被害を受けまし  
た。

被災によって発生した災害廃棄物等を短時間で処理するなど、これまで廃  
棄物処理施設には大きな負荷がかかっているため、新たな廃棄物処理施設  
の整備は喫緊の課題であり、本市では平成28(2016)年度から整備に着手  
し2022年度末の完了を目指し事業を進めています。

新たな廃棄物処理施設の整備にあたっては、東日本大震災復興特別会  
計における循環型社会形成推進交付金を活用しております。このため事業費  
のうち、当該交付金を除いた地方負担の95%は震災復興特別交付税により

平成28年度から措置されております。実質的な地方負担を5%とする考え方  
は、平成27年6月24日の復興推進会議の決定に基づいており、復興・創生  
期間と位置付けられた平成28(2016)年度から2020年度までの5年間に  
適用するとされております。

平成27年度までの集中復興期間においては、実質的な地方負担をゼロ  
とするため、全額を震災復興特別交付税で措置されておりました。平成28年  
度からの5年間は復興・創生期間として、被災自治体においても一定の負担  
は求めるものの、被災自治体の財政状況に十分配慮された復興財源が確  
保されました。現在の復興・創生期間が終了した後の2021年度以降につい  
ては、地方負担に対する震災復興特別交付税による措置が示されておりま  
せん。

本市における新たな廃棄物処理施設の整備予算の総額は140億円超を  
想定しており、一般会計予算の総額からみても、これまでにない大規模な事  
業となっております。

東日本大震災によって、本市においてはこれまでに震災復興と放射能対  
策にかかった費用は総額で約52億円となり、今後も放射能対策は続くことが  
想定され収束に向けた見通しは不透明な状況です。

このような状況の中、新たな廃棄物処理施設の整備に対する震災復興特

別交付税による措置が2020年度で終了した場合には、本市の財政運営へ  
多大な影響を及ぼします。

つきましては、次のとおり要望いたします。

記

## 要望事項

新たな廃棄物処理施設の整備にあたり活用している、循環型社会形成推進交付金の東日本大震災復興特別会計における措置の延長に加え、当該交付金を除いた地方負担に対する震災復興特別交付税による措置の延長を併せて要望いたします。